

一 関 市 分 別 収 集 計 画

第11期

令和7年8月

岩 手 県 一 関 市

目 次

1	計画策定の意義	2
2	計画の基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物等の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
	(1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進	3
	(2) 再使用と再生利用（リユース・リサイクル）の推進	3
	(3) 分別の周知及び排出方法の検討	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

1 計画策定の意義

循環型社会の実現のためには、廃棄物発生の抑制や、限りある資源の有効活用など、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定め、市民・事業者・行政のそれぞれが一体となって取り組むべき方針を示すものである。

併せて、プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律に基づき、プラスチック使用製品廃棄物（以下「製品プラスチック」という。）の分別収集を一体的に推進するものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

資源が効果的に循環する地域社会づくり

- (1) 廃棄物の減量化と資源化、再利用の推進
- (2) 廃棄物の適正処理の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、飲料用紙製容器包装、段ボール、ペットボトル、白色トレイ、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。また、製品プラスチックも対象とする。なお、飲料用紙製容器包装、段ボール以外の紙を容器包装廃棄物と併せて収集する。（以下、これらを「容器包装廃棄物等」という。）

5 各年度における容器包装廃棄物等の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年 度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	2,853	2,774	2,697	2,622	2,549
製品プラスチック	-	-	-	-	85

6 容器包装廃棄物等の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物等の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

さらなる廃棄物の減量化及び資源化を実践し、環境への負荷の軽減と資源循環による持続可能な社会の実現を目指す。

(1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

- ・ マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きを促進し、レジ袋などの削減を図る。
- ・ 簡易包装、詰替え用商品の購入や量り売りの利用を推進する。
- ・ グリーン購入法の基本方針に基づく環境物品など（リサイクル製品など、環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達に努める。
- ・ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の廃棄を減らす取組を推進する。

(2) 再使用と再生利用（リユース・リサイクル）の推進

- ・ 有価物集団回収に取り組む地域の団体などに対して報償金を助成し、取組のさらなる普及拡大を促進する。
- ・ 多くの市民が集団回収に参加できるように、有価物集団回収に取り組む団体のうち、地域の資源回収の拠点とすることが可能な団体と連携を図る。
- ・ 店頭回収など資源物の独自回収を行う事業者（小売事業者、団体）との連携により、その取組を推進する。
- ・ リユースやリサイクルのサービスをインターネットやスマートフォンのアプリなどで展開する事業者との連携を促進する。
- ・ 事業者における廃棄物の減量化及び資源化の取組や環境配慮行動を促進する。
- ・ 公共施設から排出する廃棄物の減量化及び資源化の取組を推進する。

(3) 分別の周知及び排出方法の検討

- ・ 市民に対し、リユースやリサイクルの方法について、具体的な選択肢（排出先）を提示し、その利用を促進する。
- ・ 一関地区広域行政組合と連携し、ごみ分別アプリ、家庭ごみ収集カレンダー、ごみの分け方・出し方テキストなどの活用による、分別の徹底と適切な排出について周知を図る。
- ・ 地域や各種団体が開催するごみ分別教室や各種イベントなどにおいて、ごみの分別方法の周知を図る。
- ・ 公衆衛生組合や、ごみ問題対策巡視員など地域の協力を得ながら、分別の徹底を図る。
- ・ 一関地区広域行政組合や平泉町と連携し、新しい廃棄物処理施設の整備にあわせて、分別や収集の仕組みづくりについて、研究及び検討する。

- ・ 各種リサイクル法に基づく排出方法の周知を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物等の種類及び当該容器包装廃棄物等の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類及び分別の区分を、市民の協力の度合、分別処理施設の能力、収集体制などを勘案し、次のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器 	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
主としてプラスチック製の製品であって容器包装以外のもの	製品プラスチック
飲料用紙容器包装、段ボール以外の紙	紙類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、
法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの
量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

品目	第11期分別収集計画期間									
	R8年度		R9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
スチール製容器	53.70		51.01		48.46		46.04		43.74	
アルミ製容器	93.72		89.34		85.16		81.18		77.38	
無色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	198.59		189.85		181.50		173.51		165.87	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	198.59	0.00	189.85	0.00	181.50	0.00	173.51	0.00	165.87	0.00
茶色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	340.05		331.35		322.87		314.62		306.57	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	340.05	0.00	331.35	0.00	322.87	0.00	314.62	0.00	306.57	0.00
その他のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	138.57		131.64		125.06		118.81		112.87	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	138.57	0.00	131.64	0.00	125.06	0.00	118.81	0.00	112.87	0.00
飲料用紙製容器包装 (アルミ使用なし)	5.50		5.42		5.35		5.27		5.20	
段ボール	248.30		237.27		226.73		216.65		207.03	
ペットボトル (飲料又はしょうゆ等用)	合計		合計		合計		合計		合計	
	210.53		214.32		218.18		222.11		226.11	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	210.53	0.00	214.32	0.00	218.18	0.00	222.11	0.00	226.11	0.00
その他のプラスチック製 容器包装 (白色トレイを除く)	合計		合計		合計		合計		合計	
	335.88		337.32		338.76		340.20		341.65	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	326.02	9.86	327.41	9.91	328.81	9.95	330.21	9.99	331.62	10.03
白色トレイ	合計		合計		合計		合計		合計	
	2.03		2.05		2.08		2.11		2.13	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	2.03	0.00	2.05	0.00	2.08	0.00	2.11	0.00	2.13	0.00
製品プラスチック	合計		合計		合計		合計		合計	
	-		-		-		-		85.41	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	-	-	-	-	-	-	-	-	85.41	0.00
飲料用紙製容器包装、段 ボール以外の紙	合計		合計		合計		合計		合計	
	558.21		530.30		503.78		478.59		454.66	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
	558.21	0.00	530.30	0.00	503.78	0.00	478.59	0.00	454.66	0.00

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 令和6年度実績量を基準として、分別基準適合物ごとの増減比率を乗じた値を令和7年度の見込みの量とし、令和8年度以後の見込み量を同様の方法で算出した。

なお、分別基準適合物ごとの増減比率は、過去の搬出量の推移、人口変動見込及び分別収集の推進による資源化の見通しを勘案して求めた。

製品プラスチックの量の見込み

= その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを除く、以下「容リプラ」という。）の年間想定排出量 \div 80/100（容リプラの比率） \times 20/100（製品プラスチックの比率）で算出した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物等の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	缶	一関地区広域行政組合による定期回収	一関地区広域行政組合
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん		
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器包装 (アルミ使用なし)	飲料用紙パック		一関地区広域行政組合、 一部民間業者
段ボール	段ボール		一関地区広域行政組合
ペットボトル	ペットボトル		
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ		
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装		
製品プラスチック	製品プラスチック	一関地区広域行政組合による定期回収	一関地区広域行政組合
飲料用紙製容器包装、 段ボール以外の紙	紙類	一関地区広域行政組合による定期回収	一関地区広域行政組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

一関地区広域行政組合において処理する。

分別収集する容器包装 廃棄物等の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製容器	缶	指定ごみ袋	貨物車	一関清掃センター及び 大東清掃センターで 選別・圧縮梱包・保管
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん			一関清掃センター及び 大東清掃センターで 選別・保管
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器包装	飲料用紙パック		紙ひもで 十字に縛る	民間業者及び大東 清掃センターで 選別・保管※1
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル		指定ごみ袋	貨物車又は 塵芥車
その他のプラスチ ック製容器包装	白色トレイ			
		ペットボト ル、白色ト レイ以外の プラスチッ ク製容器包装		

製品プラスチック	製品プラスチ ック	指定ごみ袋	貨物車又は 塵芥車	一関清掃センター及び 大東清掃センターで 選別・圧縮梱包・圧縮 減容・保管※2
----------	--------------	-------	--------------	--

飲料用紙製容器包 装、段ボール以外の 紙	紙類	紙ひもで 十字に縛る または紙製 の袋及び箱	貨物車	民間業者及び大東 清掃センターで 選別・保管※1
----------------------------	----	---------------------------------	-----	--------------------------------

※1 一関清掃センター管内は民間業者で保管

※2 製品プラスチックは令和12年稼働予定の新施設において収集・処理する

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

方策の推進には、市民、事業者、公衆衛生組合連合会など関係団体の理解と協力が必要であることから、市広報紙や市ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの多様な媒体を活用した広報に努める。